

修正案（令和3年3月）	修正前（令和2年3月）	備 考
<p><b>第1章 総則</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この章では、この計画の位置づけ等について記載している。</li> <li>この計画は、災害対策基本法第40条第2項第2号の規定に基づき作成された鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の避難に関する<u>事項別の</u>計画である。</li> <li>避難が必要となる<u>事態が発生した場合</u>、状況の変化に応じてこの避難計画を修正・変更して運用しなければならない。</li> </ul> <p>1. 略      2. この計画の位置づけ      2. 1～4 略  <b>2. 5 避難の達成</b>  <u>県は計画が適切に実施され避難が円滑に進むため、継続的に状況判断を行い、適時適切に決心する。このため、避難の実施状況を監督するとともに、必要な報告等を求め指示を行うものとする。</u>  <u>また、必要に応じて行動実施上定めておくのが有利な事項については、規定類を定めるとともに活用し、運用を軽快かつ機敏にすることに留意する。</u>      3. 略      4. 略      5. 略      6. 略</p> <p><b>第2章 実施要領</b></p> <p>1. 状況</p> <p>1. 1 地域の特性      1. 1. 1 略      1. 1. 2 地域見積      (1) 地形      • 略      • 弓ヶ浜半島は<u>島取県西端部から北西に向かって縦長に伸びた全長約17km、幅約4kmで</u>、全体的に標高が低くなだらかで、<u>東側沿岸部</u>は津波等の影響を受ける恐れがある。</p> <p>(2)～(3)略      1. 1. 3 略      1. 1. 4 避難上の課題      • 弓ヶ浜半島では、避難の一般方向が限定され、かつ使用できる道路</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この章では、この計画の位置づけ等について記載している。</li> <li>この計画は、災害対策基本法第40条第2項第2号の規定に基づき作成された鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の避難に関する計画である。</li> <li>避難が必要となる<u>市町村においては</u>、状況の変化に応じてこの避難計画を修正・変更しなければならない。</li> </ul> <p>1. 略      2. この計画の位置づけ      2. 1～4 略  <b>2. 5 (新設)</b></p> <p>3. 略      4. 略      5. 略      6. 略</p> <p><b>第2章 実施要領</b></p> <p>1. 状況</p> <p>1. 1 地域の特性      1. 1. 1 略      1. 1. 2 地域見積      (1) 地形      • 略      • 弓ヶ浜半島は全体的に標高が低くなだらかで、津波等の影響を受ける恐れがある。</p> <p>(2)～(3)略      1. 1. 3 略      1. 1. 4 避難上の課題      • 弓ヶ浜半島では、避難の一般方向が限定され、かつ使用できる道路</p>	<p>※項目番号及び細別符号の変更を行った。</p>

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p>が大きく2本（国道431号、県道47号米子境港線）に限られる。また、並行する2本の道路を<u>接続する</u>道路（肋骨道路）が<u>限られる</u>ため、一方の道路が寸断又は渋滞すれば、迂回が困難で避難に支障を来す<u>おそれがある。そのため、避難車両を必ず円滑に通過させる対策が必要である。</u></p> <p>（以下略）</p> <p>1. 2～3 略</p> <p>1. 4 鳥取県の対応</p> <p>1. 4. 1～4 略</p> <p>1. 4. 5 避難手段</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 陸路</p> <p>ア 自家用車</p> <p>避難住民の90%が自家用車を使用すると見積もる。<u>自家用車1台当たりの乗車人員は2.5人程度と見積もる。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>イ バス等準備車両（公共輸送）</p> <p>自家用車が使えない住民等の避難に使用する。バスによる避難者は総数の10%とし、<u>バス1台当たりの乗車人員は35人程度と見積もる。なお、新型コロナウイルス感染症流行下であり、十分に車両が確保されている場合は、必要に応じて乗車人員を減らし、密集・密接対策を行う。</u></p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 海路（公共輸送）</p> <p>船舶（境港～鳥取港）の確保が可能でありかつ波高が1.5m以下と見込まれる場合に、<u>長時間航海による健康管理を徹底の上、自家用車が使えない近隣の住民等の輸送に使用する。</u></p> <p>（以下略）</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>1. 4. 6 避難経路</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難経路の変更等</p> <p>大規模な通行止め、<u>渋滞等通行阻害</u>に際しては、<u>状況に応じて避難経路の変更を行い、通常は通行止め箇所について警察官等により迂回を行うことを基本とする。</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ U P Z内</p>	<p>が大きく2本（国道431号、県道47号米子境港線）に限られる。また、並行する2本の道路を<u>つなぐ</u>道路（肋骨道路）が<u>ない</u>ため、一方の道路が寸断又は渋滞すれば、迂回が困難で避難に支障を来す。避難車両を必ず円滑に通過させる対策が必要である。</p> <p>1. 2～3 略</p> <p>1. 4 鳥取県の対応</p> <p>1. 4. 1～4 略</p> <p>1. 4. 5 避難手段</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 陸路</p> <p>ア 自家用車</p> <p><u>自家用車及びバス等準備車両による避難を基本とし、避難住民の90%が自家用車を使用すると見積もる。避難住民の10%がバスを使用し、バス1台当たりの乗車人員は35人程度と見積もる。</u></p> <p>イ バス等準備車両（公共輸送）</p> <p>自家用車が使えない住民等の避難に使用。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 海路（公共輸送）</p> <p>船舶（境港～鳥取港）の確保が可能であり、波高が1.5m以下と見込まれる場合に、自家用車が使えない近隣の住民等の輸送に使用する。</p> <p>（以下略）</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>1. 4. 6 避難経路</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>複合災害時における</u>避難経路の変更等</p> <p>大規模な通行止めに際しては、経路の変更を行い、通常は通行止め箇所について警察官等により迂回を行うことを基本とする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ U P Z内</p>
---	---

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p>避難車両を県道米子境港線（県道47号）、県道米子空港境港停車場線（県道285号）国道431号へ誘導する。<u>また、道路状況等に応じて脇骨道路（葭津和田町線）を使用し渋滞等の低減を図る。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>1. 4. 7 略</p> <p>1. 4. 8 避難に影響を及ぼすと想定する事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 渋滞の発生</p> <table border="1" data-bbox="197 425 988 643"> <thead> <tr> <th>エリア</th><th>箇所（交差点）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>境港市</td><td>幸神町</td></tr> <tr> <td>米子市</td><td>総合事務所前、公会堂前、御園地入口、新海2丁目、皆生、労災病院入口、米原、錦町3丁目、義方町ローソン前、車尾、西福原1丁目、加茂町2丁目、米子食品団地入口、日吉津東、二本木、陰田町、長田産婦人科等</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) モニタリング結果</p> <p><u>避難に先立ち実施する走行モニタリング等により、避難経路の空間放射線量率を確認する。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>1. 5 略</p> <p>1. 6 情報の伝達と収集</p> <p>1. 6. 1～3 略</p> <p>1. 6. 4 緊急時モニタリング</p> <p>県は、緊急時には<u>EMCに参画し、EMC又は県モニタリング本部として、緊急時モニタリング実施計画によるモニタリング又は、県災害対策本部指示によるモニタリング</u>を実施するとともに、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報収集を強化する。</p> <p>緊急時モニタリング結果については、モニタリング情報共有システムにより情報共有を実施し、<u>避難実施の判断等に資する</u>（詳細は「緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施要領」による）。</p> <p>1. 6. 5 略</p> <p><b>2 避難実施の考え方</b></p> <p>2. 1～3 略</p> <p>2. 4 防護措置等の実施要領</p> <p>2. 4. 1 略</p>	エリア	箇所（交差点）	境港市	幸神町	米子市	総合事務所前、公会堂前、御園地入口、新海2丁目、皆生、労災病院入口、米原、錦町3丁目、義方町ローソン前、車尾、西福原1丁目、加茂町2丁目、米子食品団地入口、日吉津東、二本木、陰田町、長田産婦人科等	<p>避難車両を県道米子境港線（県道47号）、県道米子空港境港停車場線（県道285号）国道431号へ誘導する。</p> <p>(3) 略</p> <p>1. 4. 7 略</p> <p>1. 4. 8 避難に影響を及ぼすと想定する事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 渋滞の発生</p> <p>a <u>境港市街</u> <u>幸神町交差点</u></p> <p>b <u>米子市街</u> <u>大篠津交差点、河崎交差点、皆生交差点、二本木交差点、西福原1丁目交差点、米子食品団地入口交差点、米子駅前交差点、国道9号に国道431号及び各種道路が合流する箇所、米子自動車道入口交差点</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 略</p> <p>1. 5 略</p> <p>1. 6 情報の伝達と収集</p> <p>1. 6. 1～3 略</p> <p>1. 6. 4 緊急時モニタリング</p> <p>県は、<u>国が設置するEMCに参画し、緊急時モニタリング実施計画によるモニタリングを実施するとともに、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報収集を強化する。</u></p> <p>緊急時モニタリング結果については、モニタリング情報共有システムにより情報共有を実施する（詳細は「緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施要領」による）。</p> <p>1. 6. 5 略</p> <p><b>2 避難実施の考え方</b></p> <p>2. 1～3 略</p> <p>2. 4 防護措置等の実施要領</p> <p>2. 4. 1 略</p>
エリア	箇所（交差点）						
境港市	幸神町						
米子市	総合事務所前、公会堂前、御園地入口、新海2丁目、皆生、労災病院入口、米原、錦町3丁目、義方町ローソン前、車尾、西福原1丁目、加茂町2丁目、米子食品団地入口、日吉津東、二本木、陰田町、長田産婦人科等						

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p>2. 4. 2 避難段階 方針 県は<u>国（原子力被災者生活支援チーム）と連携し、原子力災害対策本部での決定事項等に基づき</u>住民避難等の各種計画に従い、住民等の輸送とそれに必要な防護措置を実施する。 (以下略)</p> <p>実施要領 指揮命令活動 ・原子力災害合同対策協議会（OFC）への参加 ・鳥取県原子力安全顧問の招集（技術的助言） <u>・国職員の受入</u> (以下略)</p> <p>モニタリング ・初期対応段階のモニタリングの実施（初動モニタリング） ・モニタリングデータの公表 <u>・避難経路の空間放射線量率の測定</u> (以下略)</p> <p>2. 4. 3～5 略</p>	<p>2. 4. 2 避難段階 方針 県は、<u>避難指示等に基づき</u>、住民避難等の各種計画に従い、住民等の輸送とそれに必要な防護措置を実施する。 (以下略)</p> <p>実施要領 指揮命令活動 ・原子力災害合同対策協議会（OFC） ・鳥取県原子力安全顧問の招集（技術的助言） <u>・（新設）</u> (以下略)</p> <p>モニタリング ・初期対応段階のモニタリングの実施（初動モニタリング） ・モニタリングデータの公表 <u>・（新設）</u> (以下略)</p> <p>2. 4. 3～5 略</p>
<p>2. 5 避難実施</p>	<p>2. 5 避難実施</p>
<p>2. 5. 1～2 略</p>	<p>2. 5. 1～2 略</p>
<p>2. 5. 3 避難手段の確保</p>	<p>2. 5. 3 避難手段</p>
<p><u>(1) 避難手段</u> 自家用車を主要な避難手段とする。下記②～⑥の手段避難手段については、過度に依存することなく、各種の避難手段で補完するよう有機的な組織を構成し、適切に運用する。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>①自家用車 ②バス等 ③福祉車両 ④自衛隊車両 ⑤鉄道 ⑥その他手段（船舶、航空機）</p>	<p>①自家用車 ②バス等 ③福祉車両 ④自衛隊車両 ⑤鉄道 ⑥その他手段（船舶、航空機）</p>
<p><u>(2) 避難手段の確保</u> 避難手段の確保は避難準備段階から行い、事態が進展し、国又は県から避難が指示された場合、速やかに避難できるよう早期の確保に努める。県で確保が困難な場合は、国へ要請し確保する。緊急の場合は国を通じて又は直接実動組織へ要請する。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>2. 5. 4 略</p>	<p>2. 5. 4 略</p>
<p>2. 5. 5 避難所 自治会を単位として、あらかじめマッチングされた避難所へ避難す</p>	<p>2. 5. 5 避難所 自治会を単位として、あらかじめマッチングされた避難所へ避難す</p>

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p>る。</p> <p><u>避難先等の状況により、避難所の変更が必要になった場合は、テレビ、ラジオ、原子力防災アプリ等を用いて迅速かつ的確に避難者に伝達する。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>2. 5. 6 略</p> <p>2. 6 避難の優先</p> <p>2. 6. 1 地域</p> <p>U P Z 内全域で避難が必要となった場合、島根原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、受入れはより以遠の東部地域から順次行う。</p> <p>避難は、E A L 又はO I L 等に基づく、国又は県・市からの避難指示と原子力災害合同対策協議会による調整結果に基づき行い、島根原子力発電所からの距離が、20 km圏内区域、20 km～25 km圏内区域、25 km～30 km圏内区域に分け、島根原子力発電所から近い距離の区域から順次段階的に避難を開始する。</p> <p>2. 6. 2 略</p> <p>2. 7 略</p> <p>2. 8 自家用車による避難</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8)安定ヨウ素剤の配布</p> <p>(略)</p> <p>また、一時集結所で安定ヨウ素剤を受け取ることができなかった者は、避難退域時検査会場において受領する。なお、服用については服用の指示が出ている場合に限る。</p> <p><u>避難状況に応じて、避難者が避難車両から降車せずに受け取る配布方法（車両内配布やドライブスルー方式等）を検討する。</u></p> <p>2. 9 公共輸送による避難</p> <p>2. 9. 1 バス等による避難</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3)一時集結所から避難所までの輸送</p> <p>ア 略</p> <p>イ バス等の確保</p> <p>県は、県バス協会及び県バス協会会員に緊急輸送の協力要請を行い、輸送に必要な台数のバスを確保する。</p> <p>また、県内でバスの必要台数が確保できない場合は、中国4県の</p>	<p>る。</p> <p>(以下略)</p> <p>2. 5. 6 略</p> <p>2. 6 避難の優先</p> <p>2. 6. 1 地域</p> <p>U P Z 内全域で避難が必要となった場合、島根原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、受入れはより以遠の東部地域から順次行う。</p> <p>避難は、E A L 又はO I L 等に基づく、国又は県・市からの避難指示に基づき行い、島根原子力発電所からの距離が、20 km圏内区域、20 km～25 km圏内区域、25 km～30 km圏内区域に分け、島根原子力発電所から近い距離の区域から順次段階的に避難を開始する。</p> <p>2. 6. 2 略</p> <p>2. 7 略</p> <p>2. 8 自家用車による避難</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8)安定ヨウ素剤の配布</p> <p>(略)</p> <p>また、一時集結所で安定ヨウ素剤を受け取ることができなかった者は、避難退域時検査会場において受領する。なお、服用については服用の指示が出ている場合に限る。</p> <p>2. 9 公共輸送による避難</p> <p>2. 9. 1 バス等による避難</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3)一時集結所から避難所までの輸送</p> <p>ア 略</p> <p>イ バス等の確保</p> <p>県は、県バス協会及び県バス協会会員に緊急輸送の協力要請を行い、輸送に必要な台数のバスを確保する。</p> <p>また、県内でバスの必要台数が確保できない場合は、中国4県の</p>
--	---

## 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p>バス協会に協力を要請し、輸送に必要な台数のバスを確保する。中国4県のバス協会へ協力を要請する際は、島根県と要請内容が重複する事がないよう事前に調整を行った上で行うものとする。</p> <p><u>なお、中国4県のバス協会の協力で不足する場合は、関西広域連合へ協力を要請する。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>(4) 略</p> <p>2. 9. 2~4 略 <u>(2. 16へ転記)</u></p> <p>2. <u>10~13</u> 略</p> <p><u>2. 14 新型コロナウイルス感染症流行下における避難</u></p> <p>(1) 方針</p> <p><u>感染症流行下の場合、県及び市は原子力災害対策本部の決定事項、(10)ガイドライン等を踏まえ避難や屋内退避等の防護措置と感染症対策を可能な限り両立させ、県民の生命及び健康を守ることを最優先とし、感染症拡大防止対策を十分に考慮した上で防護措置に万全を期す。</u></p> <p>(2) 屋内退避における対応</p> <p><u>屋内退避中は放射性物質による被ばくのリスクの低減を優先し扉や窓の開閉等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から国又は県等からの換気の指示等があった場合は30分に1回程度の換気を行う。</u></p> <p><u>自然災害等により指定避難所で屋内退避をする場合も同様の対応を行うとともに、避難所内での密集及び密接を避ける等の対策を行う。</u></p> <p>(3) 一時集結所における対応</p> <p><u>一時集結所では施設内での受付実施を基本とし、受付と併せマスク着用確認、手指消毒、健康確認等を実施する。また、受付において避難者を感染の疑いのある者とそれ以外の者に分類し、動線を分ける等の対策を行う。</u></p> <p><u>一時集結所で避難車両を待機する場合は、感染の疑いのある者とそれ以外の者で可能な限り分類し、部屋を分ける、間仕切りを設置する等の対策を行う。</u></p> <p>(4) 避難車両乗車時の対応</p> <p><u>マスク着用、手指消毒等の感染症対策を実施するとともに、事前の健康確認等の実施結果等を踏まえ可能な限り濃厚接触者、発熱・咳等の症状者、それ以外の者が混在しないよう分類し避難を実施する。また、必要に応じて避難車両内の養生を行う。</u></p>	<p>バス協会及び<u>関西広域連合各府県のバス協会</u>に協力を要請し、輸送に必要な台数のバスを確保する。中国4県のバス協会へ協力を要請する際は、島根県と要請内容が重複する事がないよう事前に調整を行った上で行うものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>(4) 略</p> <p>2. 9. 2~4 略</p> <p><u>2. 10 自衛隊による避難</u></p> <p>2. <u>11~14</u> 略</p> <p><u>(新設)</u></p>	
--	---	--

## 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p><u>(5) 避難中の対応</u> 避難車両乗車中、UPZ内を越えるまでは窓の開閉等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から国又は県等からの換気の指示等があった場合は30分に1回程度の換気を行う。避難中の住民への換気に関する情報伝達はテレビ、ラジオ、原子力防災アプリ、道路情報表示板等を活用し、確実に周知する。</p> <p><u>(6) 避難退域時検査会場における対応</u> 避難退域時検査会場に感染の疑いのある者の待機場所を設置する。また、動線の分離、降車順番の調整等を行い、密閉・密集・密接対策を行う。 避難退域時検査の実施に併せ健康確認等を実施し、健康確認書（検温、健康状態の確認結果の記載）を交付する。 健康確認等の結果、感染症検査等医療機関等での対応の必要が認められた場合は、設置した待機場所で待機し、専用車両で医療機関等へ搬送する。</p> <p><u>(7) 安定ヨウ素剤の配布における対応</u> 広い場所での配布、配布時間の短縮や避難者が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（車両内配布、ドライブスルーワン方式等）等接触機会を減らすよう努める。</p> <p><u>(8) 防災業務関係者の感染症対策</u> 県は、防災業務関係者の健康管理に十分配慮する。 県は、感染症対策に必要な防護資機材等を見積り、配備計画を作成し、備蓄する。</p> <p><u>(9) 留意事項</u> 県は、必要に応じて予備避難先や県外等の避難所の追加確保、UPZ外のホテルや旅館、親戚・知人宅等への分散避難について検討するとともに、避難先等への変更がある場合は、確実に周知する。 感染症下の屋内退避及び避難においては、被ばくの観点から原則換気を行わないが、放射性物質の放出状況等により感染症対策の観点から換気を行うため、県は放射性物質の放出情報を避難者等に伝達する。また、避難等の前に検温等の健康確認やマスク着用等の注意事項の周知を行う。 県は、避難車両内での密集・密接を可能な限り避けるため、関係機関と連携し、避難車両の十分な確保に努める。 県は、避難退域時検査会場での車両集中による混雑を避けるため、状況に応じて適地での車両検査部分の先行実施について検討する。 県は、感染症流行下の避難に必要となる資機材等について、あらかじめ備蓄を行うとともに、不足する場合は、国及び関係機関へ確</p>		
--	--	--

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p><u>保を要請する。</u>  <u>その他避難所における感染症拡大防止対策は、基本的に自然災害時と同一の対策を行う。</u></p> <p><u>(10)参考</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（公益社団法人日本バス協会）</u></li> <li>・<u>貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（貸切バス旅行連絡会）</u></li> <li>・<u>旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（一般社団法人日本旅客船協会）</u></li> <li>・<u>鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（鉄道連絡会）</u></li> <li>・<u>タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）</u></li> </ul> <p>2. 15 略  <u>(削除)</u></p> <p><u>2. 16 自衛隊による避難</u>      県は、輸送力が<u>の確保が困難な場合、緊急を要する場合又は車両等による避難経路を使用した避難が困難な場合は、自衛隊への災害派遣の要請又は原子力災害対策本部長に対して支援の要請を行い、自衛隊が保有する車両（自衛隊救急車を含む）および船舶、ヘリコプターを含む航空機による避難住民等の緊急輸送を行う。輸送にあたっては、避難行動要支援者等の緊急を要する避難に優先的に配当するものとする。</u></p> <p>2. 17 略</p> <p>3 各機関の役割      (略)</p> <p>4 避難の支援方法      4. 1～2 略  <u>(4. 5～転記)</u></p> <p><u>4. 3 安定ヨウ素剤の配布</u>      安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合、速やかな配布・服用の実</p>	<p>2. 15 略</p> <p><u>2. 16 実動組織現地合同調整所の設置</u>      (以下略)  <u>(2. 10 から転記)</u>      県は、輸送力が<u>不足する</u>場合、自衛隊への災害派遣の要請又は原子力災害対策本部長に対して支援の要請を行い、自衛隊が保有する車両（自衛隊救急車を含む）および船舶、ヘリコプターを含む航空機による避難住民等の緊急輸送を行う。輸送にあたっては、避難行動要支援者等の緊急を要する避難に優先的に配当するものとする。</p> <p>2. 17 略</p> <p>3 各機関の役割      (略)</p> <p>4 避難の支援方法      4. 1～2 略</p> <p><u>4. 3 原子力災害医療等の提供及び保健衛生</u>  <u>4. 3. 1～3 略</u>  <u>4. 3. 4 安定ヨウ素剤の服用</u>      安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合、速やかな配布・服用の実</p>
--	---

## 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

施設を確保するため県は国、市等と連携し、一時集結所等において、別に定める「鳥取県安定ヨウ素剤の備蓄・緊急時予防服用計画」に従って、避難住民に対する安定ヨウ素剤の投与を行う。一時集結所で投与することができなかった者に対しては避難退域時検査会場において投与を行う。

(削除)

(4. 5～転記)

4. 4 避難退域時検査

4. 4. 1 避難退域時検査の構成

(1) 方針

避難退域時検査は、放射性物質が放出された後に緊急時モニタリング結果により必要があると判断された場合にO I Lに基づく防護措置として避難等を行う際に、住民等の身体等への放射性物質の付着の有無の確認を目的に行うものであり、除染を行う判断基準（以下「O I L 4」という。）を超える汚染があった場合には、O I L 4以下にするために簡易除染等を行う。

県内での実施を基本とし、要請がある場合は島根県と連携し、島根県の避難住民の避難退域時検査も行う。

(2) 構成

避難退域時検査及び簡易除染は以下のとおり構成する。その他必要となる事項については、関係機関と調整する。

事項	機能
<u>車両確認検査</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両用ゲート型モニタを使用したドライブスルー方式の検査</li> </ul>
<u>簡易除染（車両）</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型車両除染テントを使用した流水除染</li> <li>・流水除染に使用した水の回収</li> <li>・流水除染後の表面汚染検査用放射線測定器による検査</li> </ul>
<u>住民確認検査</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表面汚染検査用放射線測定器を使用した検査</li> <li>・検査前後の住民の動線の分離</li> <li>・壁面及び床面等の養生</li> <li>・検査済証の交付</li> </ul>
<u>簡易除染（住民）</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・O I L 4を超える汚染がある者への拭き取りによる簡易除染</li> <li>・簡易除染に使用した廃棄物の回収</li> </ul>

施設を確保するため県は国、市等と連携し、一時集結所等において、別に定める「鳥取県安定ヨウ素剤の備蓄・緊急時予防服用計画」に従って、避難住民に対する安定ヨウ素剤の投与を行う。

4. 3. 5 避難退域時検査

県は4. 4に定めるところにより、避難住民に対して避難退域時検査を実施する。

4. 3. 6～7 略

4. 4 避難退域時検査

(新設)

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<u>空間放射線量率測定</u> <u>安定ヨウ素剤配布</u> <u>救護所</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空間線量率用放射線測定器を使用した定期的なバックグラウンドの測定</li> <li>・一時集結所等で受け取ることができなかつた者への安定ヨウ素剤の配布</li> <li>・体調不良者、傷病者等への応急処置及び医療機関への搬送待機場所</li> </ul>		
4. 4. <u>2</u> 避難退域時検査の実施 県は、 <u>O I Lに基づく避難指示の対象区域の住民等を対象に避難退域時検査を実施する。</u> U P Z外の主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、避難住民を避難所に受け入れるまでの間に、避難住民の避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染を行う。 (以下略)		4. 4. <u>1</u> 避難退域時検査の実施 県は、 <u>放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により必要があると判断された場合</u> 、U P Z外の主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、避難住民を避難所に受け入れるまでの間に、避難住民の避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染を行う。 (以下略)	
4. 4. <u>3</u> 避難退域時検査会場 避難退域時検査は、あらかじめ定めた会場で行うが、空間放射線量率の上昇等により会場が使用できない場合を考慮し、次のとおり代替の避難退域時検査会場を選定する際の基準に基づき、候補地を選定する。県は、代替会場の確保が円滑に行われるよう、施設管理者等の協力を得るとともに訓練等を通して理解を得る。 <u>また、県は避難の円滑化を図るため、避難状況等に応じて適地での車両検査部分の先行実施について検討する。</u>		4. 4. <u>2</u> 避難退域時検査会場 避難退域時検査は、あらかじめ定めた会場で行うが、空間放射線量率の上昇等により会場が使用できない場合を考慮し、次のとおり代替の避難退域時検査会場を選定する際の基準に基づき、候補地を選定する。県は、代替会場の確保が円滑に行われるよう、施設管理者等の協力を得るとともに訓練等を通して理解を得る。	
4. 4. <u>4</u> 検査手順 4. 4. <u>5～11</u> 略 4. 4. <u>12</u> 原子力防災支援拠点 <u>原子力災害発生時は民間輸送事業者等により、管理している資機材を先行的に輸送し、避難開始までに避難退域時検査会場を開設するとともに、避難退域時検査会場の後方支援拠点を設け、他地域等から支援される資機材等の受入、管理を行う。</u>		4. 4. <u>3</u> 検査手順 4. 4. <u>4～10</u> 略 <u>(新設)</u>	
4. 5 原子力災害医療等の提供及び保健衛生 (以下略)		<u>(4. 3から転記)</u> (以下略)	
4. 6 避難経路の確保 4. 6. 1 略 4. 6. 2 降雪時における避難経路の確保 県は、 <u>主要避難経路を重点除雪区間とし、優先的に除雪を行う。また、除雪計画に基づき、凍結防止剤の散布や除雪車による除雪作業を実施するとともに、県が管理する道路以外の道路については、各道路管理者に除雪を要請し、避難経路を確保する。</u> <u>県は、関係機関と鳥取自動車道、山陰自動車道、米子自動車道の通</u>		4. 5 避難経路の確保 4. 5. 1 略 4. 5. 2 降雪時における避難経路の確保 県は、除雪計画に基づき、凍結防止剤の散布や除雪車による除雪作業を実施するとともに、県が管理する道路以外の道路については、各道路管理者に除雪を要請し、避難経路を確保する。	

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p><u>行止め区間及び迂回路、集中除雪時の連絡体制の確認を行う。必要に応じて関係機関とのリエゾン相互派遣等早期の連絡体制の構築を行う。</u></p>		
<p><u>広域的な迂回及び除雪並びに避難者等への情報伝達について、原子力災害合同対策協議会で調整する。</u></p>		
<p>4. <u>7</u> 避難所</p>	<p>4. <u>6</u> 避難所</p>	
<p>4. <u>7</u>. 1 避難施設の指定</p>	<p>4. <u>6</u>. 1 避難施設の指定</p>	
<p>(1)避難所</p>	<p>(1)避難所</p>	
<p>(略)なお、自然災害により避難先施設が使用できなくなった場合は、県は避難先市町村と避難元の市町村と調整の上、避難先を決定する。避難先が確保できない場合には、関西広域連合、国、全国知事会等と調整を行う。</p>	<p>(略)なお、自然災害により避難先施設が使用できなくなった場合は、県は避難先市町村と避難元の市町村と調整の上、避難先を決定する。避難先が確保できない場合には、関西広域連合、国、全国知事会等と調整を行う。</p>	
<p><u>その際、避難所を決定又は変更した場合は原子力防災アプリ等により、速やかに避難者に情報伝達を行う。</u></p>		
<p>(2)～(3) 略</p>	<p>(2)～(3) 略</p>	
<p>4. <u>7</u>. 2～3 略</p>	<p>4. <u>6</u>. 2～3 略</p>	
<p>4. <u>8</u> 略</p>	<p>4. <u>7</u> 略</p>	
<p>4. <u>9</u> 応援、受援</p>	<p>4. <u>8</u> 応援、受援</p>	
<p>4. <u>9</u>. 1～5 略</p>	<p>4. <u>8</u>. 1～5 略</p>	
<p>4. <u>9</u>. 6 行政機関の業務継続</p>	<p><u>(新設)</u></p>	
<p>(1) 県機関</p> <p><u>県は、県の庁舎等が立退きの勧告又は指示を受けた地域に所在する場合、避難先へ退避するとともに、その旨を住民に周知する。この場合、県はあらかじめ定めた業務継続計画に基づき、退避後も継続する必要がある業務については、退避先で実施する。</u></p>		
<p>(2) 市町村等関係機関</p>		
<p><u>県は、市町村の庁舎等が立退きの勧告又は指示を受けた地域に所在する場合、当該市町村内の当該勧告又は指示を受けていない地域の適切な施設で必要な業務が継続できるよう支援を行うものとする。なお、境港市役所の機能移転については、県庁舎で当初の受入を行う。</u></p>		
<p>4. <u>10</u>～<u>12</u> 略</p>	<p>4. <u>9</u>～<u>11</u> 略</p>	
<p>4. <u>13</u> 広報・情報伝達</p>	<p>4. <u>12</u> 広報・情報伝達</p>	
<p>4. <u>13</u>. 1 方針</p>	<p>4. <u>12</u>. 1 方針</p>	
<p>県は、広報に関する国等との役割分担に基づき、避難指示、緊急事</p>	<p>県は、広報に関する国等との役割分担に基づき、避難指示、緊急事</p>	

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p>態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、関係機関を通じた情報伝達、地元報道機関、インターネット等の多様なメディア等を駆使して、正確かつ、わかりやすい内容で迅速に広報する。</p> <p>この際、要避難地域の住民に対する避難指示の伝達、状況の推移とそれに応じた住民の情報ニーズへの対応、要配慮者等及び一時滞在者に十分な配慮を行う。<u>特に避難中の住民に対して、原子力防災アプリや道路情報表示板等により必要な情報（空間放射線量、避難所情報等）を伝達することに留意する。</u></p>	<p>態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、関係機関を通じた情報伝達、地元報道機関、インターネット等の多様なメディア等を駆使して、正確かつ、わかりやすい内容で迅速に広報する。</p> <p>この際、要避難地域の住民に対する避難指示の伝達、状況の推移とそれに応じた住民の情報ニーズへの対応、要配慮者等及び一時滞在者に十分な配慮を行う。<u>また、避難中の住民に対して、必要な情報（空間放射線量、避難所情報等）などの各種情報を提供する。</u></p>	
<p>4. <u>13.</u> 2～3 略</p> <p>4. <u>14～16</u> 略</p> <p>4. <u>17</u> 安全管理</p> <p>4. <u>17.</u> 1 防災業務関係者の安全管理</p> <p>県及び<u>関係機関</u>は、防災対策に従事する防災業務関係者等の安全管理を行うとともに防護服の着用や<u>個人線量計などにより</u>、適切な被ばく管理を行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>4. <u>12.</u> 2～3 略</p> <p>4. <u>13～15</u> 略</p> <p>4. <u>16</u> 安全管理</p> <p>4. <u>16.</u> 1 防災業務関係者の安全管理</p> <p>県は、防災対策に従事する防災業務関係者等の安全管理を行うとともに<u>県職員の被ばく管理を適切に行う</u>。</p> <p>(以下略)</p>	
<p>4. <u>17.</u> 2 略</p> <p>5 避難実施体制</p> <p>5. 1 危機管理体制</p> <p>5. 1. 1 略</p> <p>5. 1. 2 災害対策本部の設置等</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>4. <u>16.</u> 2 略</p> <p>5 避難実施体制</p> <p>5. 1 危機管理体制</p> <p>5. 1. 1 略</p> <p>5. 1. 2 災害対策本部の設置等</p> <p>(1)～(6) 略</p>	
<p><u>(7)前方災害対策本部</u></p> <p><u>避難にあたり、渋滞及び停滞等全般に影響を及ぼす事案が発生した場合、避難等防護措置の指揮を円滑に実施するため、必要に応じて災害対策本部長等が前方の拠点に進出し、現場指揮を行う。</u></p> <p>5. 1. 3 国の原子力災害対策本部等との連携</p> <p>県は、事故の応急対策の情報の共有、防災対策についての意思決定等を行うため、OFCに設置された国の原子力災害現地対策本部及び島根県等の関係機関と原子力合同対策協議会、<u>国から派遣された連絡員及び中国電力から派遣された連絡員等</u>を通じて連携し、迅速かつ的確な緊急事態応急対策を実施する。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>5. 1. 3 国の原子力災害対策本部等との連携</p> <p>県は、事故の応急対策の情報の共有、防災対策についての意思決定等を行うため、OFCに設置された国の原子力災害現地対策本部及び島根県等の関係機関と原子力合同対策協議会を通じて連携し、迅速かつ的確な緊急事態応急対策を実施する。</p>	
<p>5. 1. 4～5. 1. 6 略</p> <p>5. 1. 7 実動組織現地合同調整所の活動</p> <p><u>琴浦大山警察署に実動組織現地合同調整所を設置し、広域的な交通</u></p>	<p>5. 1. 4～5. 1. 6 略</p> <p>5. 1. 7 実動組織現地合同調整所の活動</p> <p><u>実動組織は現地活動の調査及び共有のために必要なリエゾンを実動</u></p>	

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

<p><u>規制・統制等を行うとともに、各実動組織は現地活動の調査及び共有のために、必要なリエゾンを実動組織現地合同調整所へ派遣し、円滑な活動調整及び情報共有等を図る。</u></p> <p><u>また、</u>実動組織現地合同調整所は、緊急事態対応センター配信ネットワークにより災害対策本部と情報を共有する。</p> <p>5. 2 略</p>	<p><u>組織現地合同調整所へ派遣する。</u>実動組織現地合同調整所は緊急事態対応センター配信ネットワークにより災害対策本部と情報を共有する。</p> <p>5. 2 略</p>	
---	---	--